

独立行政法人日本学術振興会寄附金等受入要領

令和5年5月26日

理事長 裁定

(目的)

第1条 この要領は、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）における寄附金及び遺贈（以下「寄附金等」という。）の受入れに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(受入れ基準)

第2条 振興会は、寄附金等が独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号）第15条に定める目的の達成に資すると認められる場合、その寄附金等を受け入れることができる。

(受入れの制限)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する寄附金等は、受け入れることができない。ただし、理事長が認めた場合は、この限りではない。

一 寄附金等の受入れにおいて、次に掲げる条件等が附されている寄附金等

- (1) 寄附者若しくは遺贈者（遺贈者の遺族を含む。以下総称して「寄附者等」という。）又は寄附者等の関係者に、何らかの利益又は便宜を供与すること。
- (2) 寄附者等が寄附金等の使用について会計検査を行うこと。
- (3) 寄附又は遺贈後に寄附者等がその意思により寄附金等の全部又は一部を取り消すことができること。
- (4) 寄附又は遺贈された寄附金等を寄附者等に無償で譲渡又は使用させること。

二 受け入れることにより、振興会の業務に支障が生じる寄附金等

三 受け入れることにより、著しい経費の負担が生じる寄附金等

2 振興会は、前項に規定する寄附金等が納付された場合は、直ちに寄附金等を寄附者等に返金しなければならない。

3 現金以外による寄附金等は、原則として換金した後でなければ受け入れることができない。

(受入れの申請)

第4条 振興会は、寄附金等の申込みがあったときは、寄附者等から寄附金申込書の提出を求めるものとする。ただし、遺贈の場合については、遺言証書の写しをもって寄附金申込書に代えることができる。

(受入れの決定等)

第5条 前条による寄附金等の申込みがあったときは、理事長は、当該寄附金等の受入れの可否を決定するものとする。

2 前項の受入れの可否を決定するときは、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらに準じるものからの寄附金等ではないことに留意するものとする。

（受入れの通知）

第6条 振興会は、前条の規定により理事長が寄附金等を受け入れると決定したときは、その旨を寄附者等に通知するものとする。

（雑則）

第7条 この要領に定めるもののほか、寄附金等の受入れ等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

2 遺贈においては、振興会は、遺言執行人に対し、指定口座等に関する事項について別途通知するものとする。

附 則（令和5年5月26日）

この要領は、令和5年5月26日から施行する。